

広報

えびな

11/1 日号

編集・発行 海老名市役所 市長室

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

代表 ☎046(231)2111 ㊟046(233)9118

㊦ http://www.city.ebina.kanagawa.jp

「広報えびな」は、市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。

㊧ 同センター (☎237・3001)

世帯と人口(10月1日現在)

世帯50,254

人口127,063人

男64,562人

女62,501人



▶ 左下写真提供 ㈱日本高速道路(株)厚木工事事務所(9月28日撮影)

海老名の景観保全・創出へ

景観推進計画・景観条例を制定

市では、景観法に基づき「海老名市景観推進計画」と「海老名市景観条例」を制定し、10月1日に施行しました。これは、市内の優れた景観の保全・創出を目的に制定したものです。今回は、同計画・条例の概要について紹介します。

㊧ 都市整備課 (☎235・9605)。

基本目標と景観形成方針で具体的な施策を展開

景観推進計画は、平成20年5月に策定した「海老名市景観基本計画」により、景観法に基づいて実施するものを中心として、具体的な実行計画を示すために策定しました。推進計画では、二つの基本目標と三つの景観形成方針を踏まえ、施策を展開します。

保全すべき重要景観や地域ごとの景観づくりの方法を規定

景観形成方針を実現するに当たり、「特に保全すべき重要な景観」「景観形成重点地域」「景観まちづくり地区」を次のとおり定めています。

◆特に保全すべき重要な景観

海老名の景観資源の中で、「眺望景観」と「九里の土手斜面緑地」を、特に保全すべき重要な景観として位置付けています。このうち、眺望景観の保全を目的に、眺望点2カ所を指定しています(左下図)。

◆景観形成重点地域

市が積極的・重点的に景観形成を図っていく区域として、「海老名駅周辺地域」「インターチェンジ周辺地域」「歴史的資源地域」「田園景観地域」を挙げています。今後は、市民の皆さんの意見を伺いながら、地域ごとの景観ガイドラインやテーマカラーなどを定めていきます。

景観形成の基本目標・景観形成方針

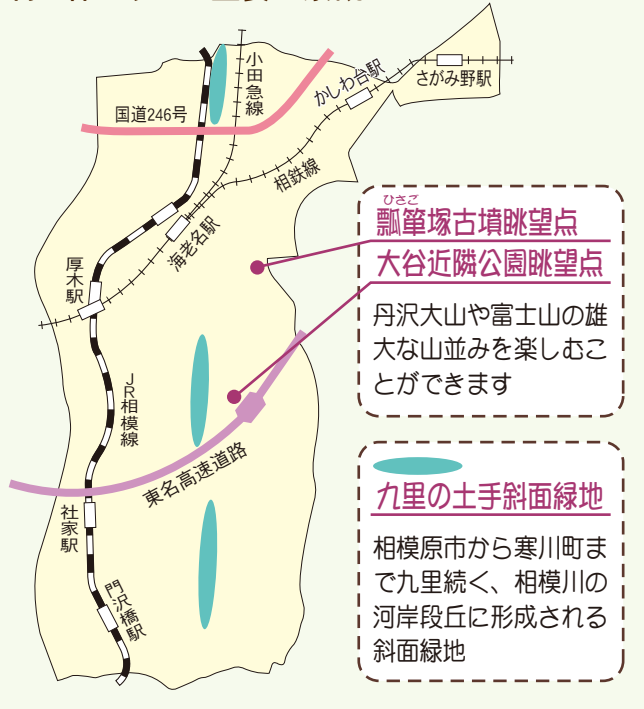
基本目標

- 丹沢大山の山並み、農地や里山等の緑を基調とした景観形成
- 空と緑と調和させた中で、市街地のにぎわい景観の創出

景観形成方針

- 海老名における景観の基盤の保全と活用
- 海老名のまちづくりの課題への景観の視点からの対応
- 一人一人の市民が景観への意識を高め、市民の発意により地域の景観を管理・育成

特に保全すべき重要な景観



ひさこ 瓢箪塚古墳眺望点
大谷近隣公園眺望点
丹沢大山や富士山の雄大な山並みを楽しむことができます

九里の土手斜面緑地
相模原市から寒川町まで九里続く、相模川の河岸段丘に形成される斜面緑地

◆景観まちづくり地区

地区景観協議会(Ⅱ住民や土地所有者などで構成)からの提案に基づき市が指定する地区です。地域独自の景観に関する基準などを、細かく設定することができます。

平成22年1月から景観に関する届け出制を開始

一定規模以上の建築物を建てる場合などに、市に景観に関する届け出が必要になります。届け出制度では、周辺景観への配慮事項や基準などを定めています。

◆届け出対象となる行為

- ①一定規模以上の建築物の建築・色の塗り替えなど
- ②擁壁や鉄塔などの工作物の建設
- ③開発行為
- ④木竹の伐採
- ⑤特定照明(建築物などの外観に行うもの)。

※対象行為には一定の基準があります。詳細は、景観推進計画(都市整備課窓口で配布。市ホームページにも掲載)をご覧ください。

えびな景観フォーラム開催

▽日時 11月19日(金)13時20分～17時
▽会場 市役所401会議室
▽内容 講演「海老名のまちづくりと景観計画」(講師Ⅱ東海大学教授・加藤仁美氏)、景観推進計画・景観条例の説明。
㊧ 11月17日(木)までに、電話またはファクス・市ホームページから、氏名(団体名)・参加人数・電話番号を都市整備課(☎235・9605)へ。
景観出前講座も受け付け中。詳細はお問い合わせを